

(宛先) 伊勢崎市長

返納期限 年 月 日まで

注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、 1 年以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金、 またはこれが併科されます。（道路運送車両法第107条）
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、 6 か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科せられます。（道路運送車両法第108条）
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。